別表五㈠の記載要領第11号を削り、同第13号中「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定による特別法人事業税の額又は」を削り、同号を同第11号とし、同表の記載要領に次の11号を加える。

3　「通算法人の通算税効果額又は連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄は、通算税効果額（法第26条第４項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。次号において同じ。）又は連結法人税個別帰属額（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第81条の18（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により法人税の負担額として帰せられ、又は法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいう。別表五の二㈡付表において同じ。）及び連結地方法人税個別帰属額（令和２年改正法第４条の規定による改正前の地方法人税法第15条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により地方法人税の負担額として帰せられ、又は地方法人税の減少額として帰せられる金額として計算される金額をいう。別表五の二㈡付表において同じ。）の発生状況等を記載すること。

4　当該事業年度において通算税効果額のうち国税通則法第２条第４号（定義）に規定する附帯税に係る部分の金額を支払うこととなつた場合には、当該金額を「当期分　㈣」の「当期発生額　②」の各欄の上段に外書として記載すること。

別表五の11㈠付表11の記載要領第１号中「連結子法人の」を「連結子法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第２条第12号の７（定義）に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）の」に改める。

別表五の11㈠付表の記載要領第五号中「(昭和37年法律第66号)」を削る。